

(参考)食品廃棄物の不適正な転売事案に係る これまでの環境省の対応

平成28年2月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課・リサイクル推進室

これまでの環境省の対応（廃棄物処理法関係）

○都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対する通知文書発出（1／18）

産業廃棄物処理業者の対応として不適切であり、国内の廃棄物処理の信頼を損ないかねない事態として、改めて産業廃棄物処理業者への指導や類似の事案への厳正な対処を通知。

○都道府県・政令市の廃棄物担当部局に対する通知文書発出（1／20）

動植物性残さ等を扱う産業廃棄物処理業者に対する立入検査等の実施及び1／29までに環境省への調査結果の報告を求めることを通知。

○今後、環境省として、廃棄物処理法上の指導監督権限を持つ愛知県を始め各県と、緊密に情報交換を行いながら、対応を行う予定。

※ この他、愛知県及び岐阜県の対応は以下のとおり。

- ・愛知県：（株）壺番屋（1／13）及びダイコー（株）（1／13・28、2／2・3・9・10）並びにみのりフーズ（1／15、2／1）に立入検査を行い、報告徴収も実施（1／15）。また、1／21に、県内の動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の結果として、同様の不適切な事案はなかったことを発表。
- ・岐阜県：みのりフーズへの報告徴収を実施（1／15）。また、ダイコーへの立入検査（2／4・9）を実施。なお、1／18に、県内の動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の結果として、同様の不適切な事案はなかったことを発表。

動植物性残さを取扱う産業廃棄物処分業者への立入検査結果

平成28年1月20日付けで各都道府県・政令市に対して動植物性残さの処分業者への立入検査を依頼し、全ての都道府県市から立入検査を完了した旨の報告があり、その結果、廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。

○ 平成28年2月15日（月）時点で廃棄物処理法の指導監督権限を有する全国115の自治体（都道府県47、政令市68）全てから、立入検査を完了した旨の報告があった。

○ 全国115自治体からの報告を取りまとめた結果は、右の表のとおり。

表 動植物性残さ処理施設への立入検査結果

| 動植物性残さの処理方式 | 対象業者の保有する施設数 | 立入検査数 | 転売が確認された件数 |
|-------------|--------------|-------|------------|
| 発酵 | 258 | 258 | 0 |
| 堆肥化 | 495 | 494 | 0 |
| 焼却 | 411 | 411 | 0 |
| その他 | 638 | 635 | 0 |
| 合計 | 1,802 | 1,798 | 0 |

※「対象業者の保有する施設数」は動植物性残さを処理する施設の総数であり、処理方式が異なる複数の施設を有する事業者は各処理方式で計上。なお、2/1に公表した第1報と施設数が異なっているのは(1,800→1,802)、関係自治体において再度、対象施設や処理方式を精査した結果として対象施設が2施設増加したことによる。

※今回、立入検査を行っていない施設は4施設あり、その内訳は、旧警戒区域等にある施設(休業中)が2施設、許可を有するが動植物性残さの処理実態がないため、ヒアリング調査を実施した施設が2施設となっている。

※ 今回の検査結果にはダイコーの件は含まれていない。

これまでの環境省の対応（食品リサイクル法関係）

○ダイコー(株)に対して、食品リサイクル法に基づく報告徴収(1/15)及び立入検査(1/21・2/2、3、4、9)を実施 ※農水省及び環境省の連名・合同

引き続き関係者からの情報収集を行い、それらの結果を踏まえ、登録の取消しを含め処分を検討。

○ダイコー(株)以外の食品リサイクル法登録再生利用事業者へ指導文書を発出(1/19)及び立入検査(1/21以降、順次)を実施

※農水省及び環境省等の連名・原則合同

食品関連事業者の委託を受けて食品リサイクルを行う者として、関係法令の遵守に万全を期すよう指導。

廃棄物処理法に基づく都道府県・政令市の立入検査先と重複しているが、国としても登録事業者で動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者の事業場に立入検査を実施（2/17の時点で全154事業場のうち122事業場に実施）。現時点で、食品廃棄物の不正な転売が疑われる事例は確認されていない。

産業廃棄物処理の関係業界における対応

＜環境省としての対応＞

- 全国産業廃棄物連合会及び愛知県産業廃棄物協会に対する要請文書の発出（1／20）
会員企業による不適正事案発生を踏まえ、再発防止策について、早急に取りまとめるように要請。

＜業界団体としての対応＞

- 全国産業廃棄物連合会会長より正会員の会長・理事長に対する通知文書発出（1／20）
今般の事案を産業廃棄物業界への社会的信頼を揺るがしかねない大きな問題として、会員事業者への適正処理の確保のための必要な対応を依頼。
- 愛知県産業廃棄物協会綱紀特別委員会として、ダイコー(株)を除名する方針を決定（2／1）。
- 全国産業廃棄物連合会及び愛知県産業廃棄物協会において、再発防止策のとりまとめ結果について、環境省へ回答（2／12）。